

報道関係者各位

2018年2月20日

郵送代の削減・利便性の向上・コンプライアンス強化
建築工事請負契約書の電子化を全国17支店で試行運用

大東建託株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:熊切直美)は、2月19日より、全国17支店を対象に、電子契約システムを利用した建築工事請負契約の試行運用を開始しました。

電子契約とは、従来、書面で行き交わし保管していた契約書(署名、押印が必要)を、インターネットを介して取り交わせるよう電子ファイル化することで、そのデータを原本として保管する契約です。そのため、郵送代の削減、利便性の向上、コンプライアンス強化などのメリットがあります。

本試行では、お客様への説明方法や、契約を締結する場でのインターネット接続環境などを検証します。今後は、現在年間約22,000件取り交わしている建築工事請負契約書をすべて電子化するべく、4月2日からの全社(全228支店※1)展開を目指します。

また、建築工事請負契約書だけでなく、賃貸借契約更新同意書(年間約26,000件)、注文書、領収書(年間約87,000件)、労働契約書(年間約11,000件)等も、順次電子化していく予定です。

※1 2018年2月20日時点

■建築工事請負契約書を電子化する主なメリット

1. 切手代、書類保管費用の節約

電子ファイルをインターネットを介してやりとりできるため、紙の書面を送付する際発生していた郵送代や、紙の書類を保管するコストが不要となり、省資源化およびコスト削減が図れます。

2. 利便性の向上

発送、押印、郵送などの手間がなくなる上、インターネット上で契約書を参照できるため、お客様と当社双方にとって利便性が向上します。

3. コンプライアンスの強化

法令に対応した長期保管が容易となり、税務調査や内部統制監査等へ正確に対応できます。また、紙資料に生じる経年劣化の防止や、災害時等の消失リスクも低減でき、BCP対策としても有効です。

《建築工事請負契約締結方法の比較》

電子ファイルの原本性を確保するため、②～④の機能を追加しています(以下※2～4参照)。

	書面契約	電子契約
契約書	紙の書面	電子データ(PDF)
締結方法 本人確認	サイン・押印	①電子サイン ②位置情報の記録※2 ③タイムスタンプ※3 ④写真の記録※4
保管方法	書庫等保管	インターネットを介して サーバー保管
印紙税	必要	不要

※2 契約締結場所のGPS座標を記録します。

※3 第三者機関が提供する仕組みで、以下2点を証明するもの。

- ・存在証明(その時刻に文書が存在している)
- ・非改ざん証明(その時刻以降文書が改ざんされていない)

※4 契約者の本人確認としてご本人様の写真を撮影します。

■タブレット端末を利用した電子契約の流れ

契約内容説明

タブレットに契約書を表示して契約内容を説明

電子サイン

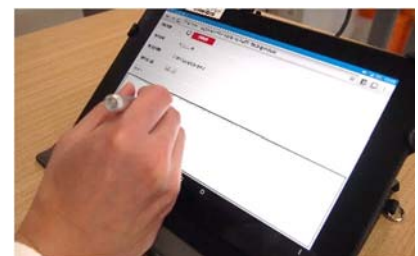
1. タッチペンでタブレットにサインいただく
2. 契約者様の写真を撮影

メール送信

契約締結完了メールをお客様へ送信

契約書確認

お客様所有のパソコン等で契約内容をいつでも確認可能



タッチペンを使ってタブレット端末へサイン

＜本件に関するお問い合わせ＞

大東建託株式会社 経営企画室 広報CSR課 TEL:03-6718-9174